

もっと町民に、身近な議会を目指して！

総合条例制定の概要

8本の議会の基本的事項や運営に必要な内容の条例と、会議規則等を一つの条例にまとめ、葛巻町議会総合条例としました。

- ① 葛巻町議会の議員の定数を定める条例
- ② 葛巻町議会定例会条例
- ③ 葛巻町議会委員会条例
- ④ 議会の議決すべき事件を定める条例
- ⑤ 葛巻町議会事務局設置条例
- ⑥ 葛巻町議会定例会の招集時期に関する規則

➡ 廃止

- ⑦ 葛巻町議会会議規則
- ⑧ 葛巻町議会傍聴規則

➡ 全部改正※

※地方自治法では、会議規則、傍聴規則を設ける必要があるため、その規則の内容を葛巻町議会総合条例に規定することの改正。

葛巻町議会総合条例

【目的】 地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会運営に関する事項を定め、町民に身近な議会を実現し、町民福祉の向上と町勢発展に寄与することとします。

- ① 議会の基本的事項を定めました。
- ② 議会運営に係る事項を一体化し、全体の内容が分かるようにしました。
- ③ 町民の権利を保障します。
- ④ 議会への住民参加を進めます。
- ⑤ 町民に身近な議会を目指します。



田口一博准教授（新潟県立大学）を講師に、議会総合条例の制定に向けた議員の勉強会

地方自治法が24年9月に改正され、議会の会期を1年間とすることができ「通年の会期制」の導入や、本会議で公聴会や参考人制度を活用できることになりました。この経緯を踏まえ、議会への町民参加を進め、

町民に身近な議会を目指すことなど、総合的に調整し、関係条例と諸規則を統合した形となる「葛巻町議会総合条例」を新たに制定しました。この条例の施行は、26年1月20日です。

条例制定の背景

地方分権の時代を迎え、議会は様々な町民の声を反映させるため、町政に対する監視と評価を行うことに加え、政策を立案していくことが期待されています。また、町民が安全で安心して暮らせるよう最大限の努力をしなければなりません。

葛巻町議会は、平成20年から議員定数が10人となり、常任委員会も一つとなつてから2期目になります。こうした状況のなか、議会活動の活性化を図るため、現在の議会運営に沿う条例、規則のあり方、通年議会の導入などの検討を行ってきましたが、

通年の会期制導入で「定例日」を設定

議会総合条例を制定



6月定例会

6月定例会が6月11日から18日までの8日間の会期で開催されました。町長から提出された議案は、補正予算、条例など10件。議会の会期を通年とする内容を盛り込んだ「葛巻町議会総合条例」など、議員発議案3件が提出され、すべて原案どおり可決されました。